



EUの電力小売自由化後の規制料金と イギリスの家庭用需要家保護策

電力中央研究所 社会経済研究所
主任研究員 佐藤 佳邦

消費者委員会 第13回 公共料金等専門調査会
「電力小売自由化における諸外国の現状と課題について」

2015年8月11日

電力中央研究所

①EUの電力小売自由化後の規制 料金の現状と課題

EUの電力小売自由化の時期

- ◆ EU加盟国では、電力(及びガス)の小売全面自由化を実施済み
 - →既存供給者による地域独占の撤廃
 - →需要家に対して、供給者選択の権利が認められる
- ◆ 全面自由化の実施時期(電力)
 - ドイツ:1998年に全面自由化
 - イギリス:1999年に全面自由化
 - EU大:2007年7月が加盟国の全面自由化期限
 - フランス:2007年7月に全面自由化
- ◆ →しかし、EU加盟国では、自由化後も規制料金が存置される例が多い。

EU加盟国における電力小売規制料金の現況

- ◆ EU加盟国とノルウェーの計29カ国の中のうち15カ国が、いまだに電力自由化後も家庭用の規制料金を存続させている。
 - EU指令の「公共サービス義務」「ユニバーサル・サービス」規定が根拠
(→30頁参照)
- ◆ また、多くの需要家が規制料金に残ったままである。(次表参照)

規制料金を存続させている国 (規制料金で供給を受ける家庭用需要家の割合)	規制料金を撤廃した国
ベルギー(8%)、ブルガリア(100%)、クロアチア(n.a.)、キプロス(100%)、デンマーク(80%)、 フランス (93%)、ハンガリー(100%)、ラトビア(97%)、リトアニア(100%)、マルタ(100%)、ポーランド(99%)、ポルトガル(90%)、ルーマニア(100%)、スロバキア(100%)、スペイン(59%)	オーストリア、チェコ、エストニア、フィンランド、 ドイツ 、ギリシャ、イタリア、アイルランド、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、スロベニア、スウェーデン、 イギリス

*規制料金の有無は2013年末時点。規制料金下の需要家の割合は、2012年時点。

出典: ACRR/CEER (2014) *Annual Report on the Results of Monitoring the Internal Electricity and Natural Gas Markets in 2013*などより、弊所で作成

- ◆ → 需要家保護を目的とする規制料金が、供給者選択や小売競争の進展に影響するため、その在り方が問題となっている。

規制料金をめぐってEUが直面する課題

- ◆ 多くの加盟国が、EU大での小売全面自由化実施期限であった2007年7月から約8年が経過した現在も、規制料金撤廃を決断できていない。
 - 背景：政治的な判断
 - ← 自由化実施後の(卸の)電力価格の高騰
 - 規制料金による競争への影響の悪循環(?)
 - ①自由化後も低い、新規参入者のシェア
 - → ②競争はまだ十分ではないと判断される
 - → ③(低廉な、ときに原価未満の)規制料金を維持
 - → ①へ
- ◆ 規制料金撤廃後にも、(料金水準以外で)需要家保護の措置が求められている。

欧洲委員会等による規制料金撤廃圧力

EU大では、小売規制料金の撤廃を求める動きが強い。

◆ ①欧洲委員会：

- 加盟国に規制料金の撤廃を求めており、EU法違反の疑いのある加盟国については、欧洲司法裁判所への提訴も含めた是正手続に入る構え。
- エッティンガー・EU委員(エネルギー担当、2012年)：
 - →「多くの加盟国が電気料金を政治的に利用している。」「規制料金の存続は、誤りである。」

◆ ②ACER/CEER(欧洲大の規制機関/各国規制機関の連合体)：

- 規制料金により小売競争の進展が妨げられているとして、その撤廃を要求。
- 政治的動機による、料金水準の抑制を、強く批判。

◆ ③EU司法裁判所(イタリアのガス小売規制料金をめぐる2010年Federutility事件判決)：

- 規制料金存続は、EU法上、需要家保護に必要な最低限度に限られると判示

一方で、需要家団体などからは規制料金の存続を求める意見も。

◆ BEUC(欧洲大の需要家団体)：

- →規制料金の撤廃という方針自体には賛成だが、小売市場の競争が十分に進展するまでは、需要家保護のために規制料金の存置を求めている。

規制料金存廃に関する仏・独・英の比較

国	規制料金の有無	詳細
フランス	○	自由化後も、既存事業者(EDF)が、規制料金プランを提供。
ドイツ	△ (2007年に撤廃。 同年からデフォルト 料金を採用)	各配電地域ごとに「基本供給事業者 (*)」を指名。需要家の求めに応じて、 デフォルト料金での供給を義務付け (料金水準は非規制)。 <small>(*) 3年ごとに地域内で最大のシェアを有する事業者 が指名される。</small>
イギリス	✗ (2002年に撤廃)	規制料金を撤廃。 (すべての事業者に家庭用需要家か らの申込応諾義務を課している。)。

◆ 規制料金の存続/撤廃の課題はなにか。

➤ 競争、供給者選択への影響は？

フランス：規制料金を存置

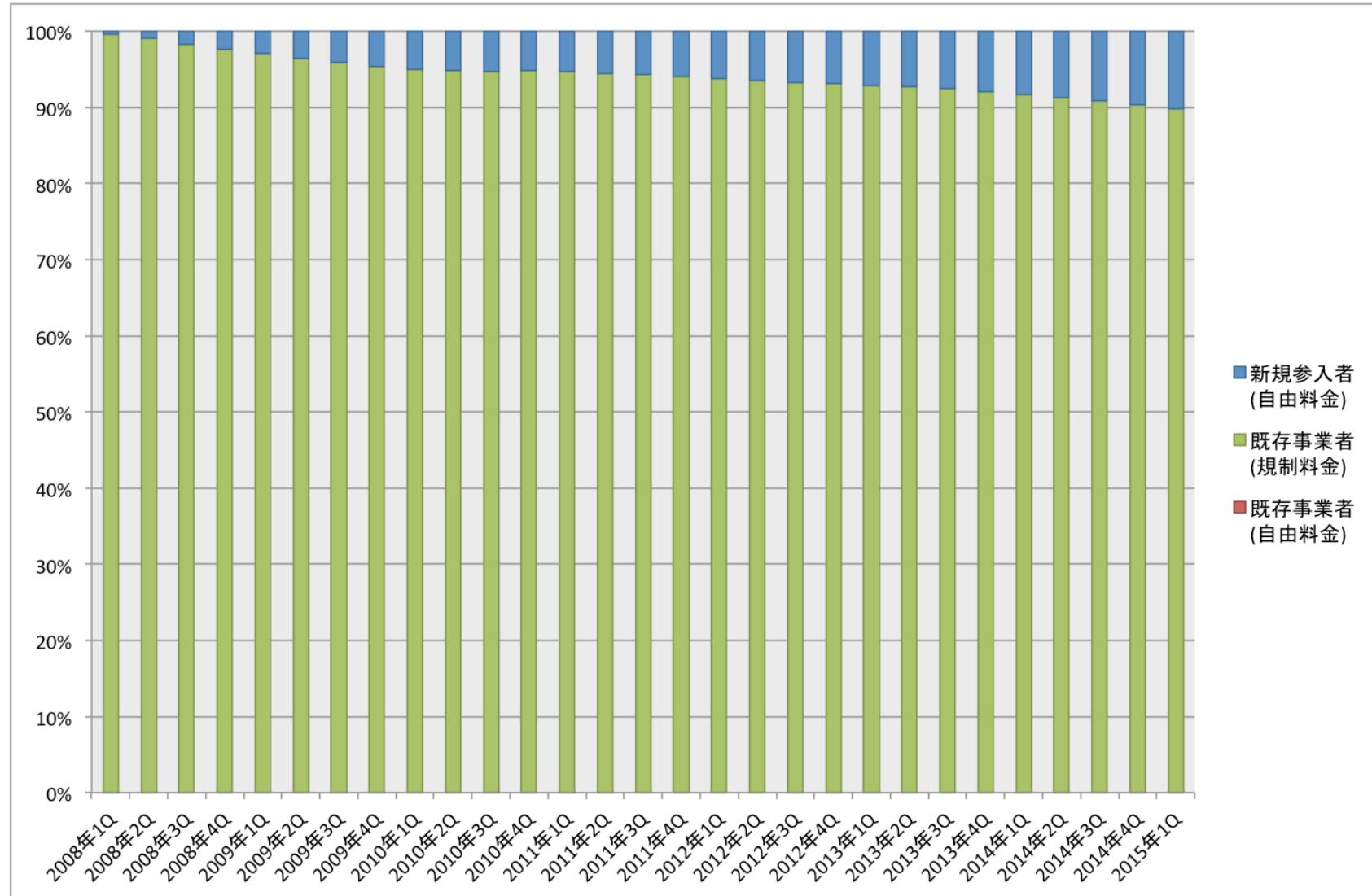
◆家庭用需要家の選択肢

- ①既存事業者(EDF)の規制料金 = 約90%
- ②既存事業者(EDF)の自由_(非規制)料金 = 皆無
- ③新規参入者の自由料金 = 約10%

◆現在も、多くの需要家が①の規制料金に留まる

- 規制料金水準が低いことが、原因とされる
- 仏エネルギー規制委員会(2012年7月)：「EDFの家庭用電気料金改定案(注：大臣による認可案)は、原価割れである。」
- → 規制料金の存在が、新規参入者への参入障壁となっているとの評価

フランス:既存事業者と新規参入者の シェアの推移(家庭用, 2007-現在)



出典: Commission de régulation de l'énergie, *Observatoire des marchés de l'électricité et du gaz naturel*の各期版より、弊所で作成

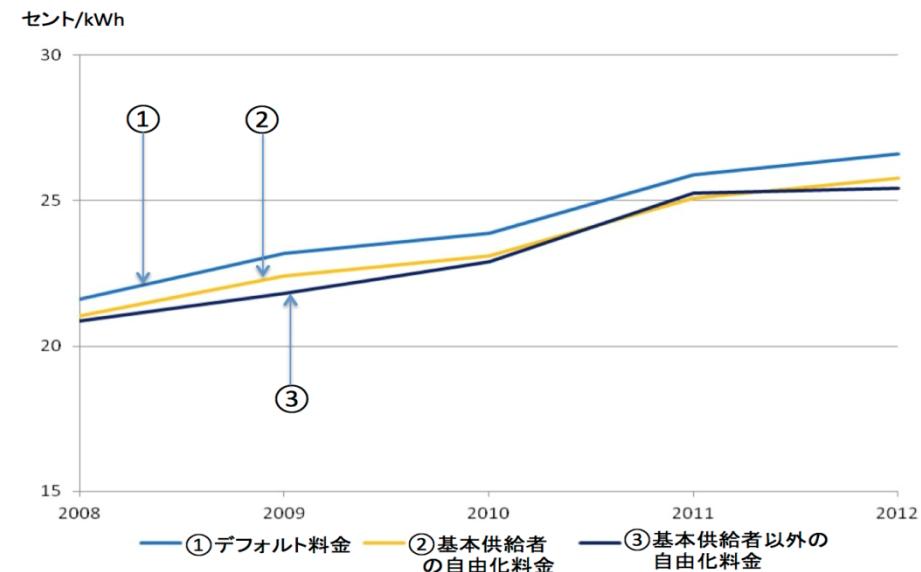
ドイツ：規制料金を撤廃(デフォルト料金を存置)

◆家庭用需要家の選択肢

- ①基本供給事業者のデフォルト料金: 34%
- ②基本供給事業者の自由化料金(契約変更): 45%
- ③その他の事業者の自由化料金(供給者変更): 21%

◆需要家による、自由化料金(②・③)への切り替えが、比較的進んでいる。

- デフォルト料金が、自由化料金よりも高い水準に設定されている



出典: Bundesnetzagentur & Bundeskartellamt, *Monitoringbericht 2013*.